

付録 4

公害年表

年 月	事 項
明10年5月	○鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方（鉄工業、かじや、風呂屋は人家の密集していない場所へ移転すること、近隣住民の承諾書をとること等を規定） 制定
17年	○煤煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止） 制定
21年	○煤煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を立てる工場建設を禁止し、既設工場は東成郡、西成郡に強制移転） 制定
29年2月	○製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとり入れたもので、我が国で最初に「公害」という用語を使用） 制定
4月	○河川法 制定
39年11月	（大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（被害者37名社会問題化）
44年3月	○工場法 制定
大9年12月	○工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害するおそれのあるときは、設備の変更及び禁止を命令） 制定
昭7年6月	○煤煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙発散を禁止した我が国初のばい煙排出規制令） 制定
23年7月	○へい獣処理場等に関する法律 制定
25年8月	○大阪府事業場公害防止条例 制定
29年4月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正）
31年6月	○工業用水法 制定
32年6月	○自然公園法 制定
33年4月	○下水道法 制定
33年12月	○公共用水域の水質の保全に関する法律 制定 ○工場排水等の規制に関する法律 制定
34年1月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（大阪市地域）
3月	○工場立地法 制定
7月	（大阪第2飛行場を大阪国際空港に改称—国際線就航—）
36年4月	○商工部に公害課 設置
10月	○中小企業公害防止資金特別融資制度 創設
12月	○大気汚染濃度測定 開始（二酸化鉛法による硫酸酸化物）
37年5月	○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 制定
6月	○ばい煙の排出の規制等に関する法律 制定
38年1月	○水質保全法に基づく水域 指定（淀川上流）
7月	○ばい煙規制法に基づく地域 指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準 設定
10月	○大阪府公害対策審議会 設置
39年6月	（ジェット機就航）
7月	○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 制定 ○ばい煙等人体影響調査 開始
10月	（東海道新幹線開通）
40年6月	○公害防止事業団法 制定
10月	○大阪府事業場公害防止条例 制定（全面改正） ○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（北摂地域）
11月	○水質保全法に基づく水域 指定（大和川） ○阪神広域スモッグ対策実施要綱 制定

年 月	事 項
昭40年12月	○夜間（23時～6時）ジェット機離着陸禁止
41年4月	○条例に基づき規制基準 制定（ばい煙、粉じん）
6月	○企画部に公害室（企画調整課、指導課）を設置し、衛生、商工両部の業務を引継ぐ
9月	○工業用水法に基づく地下水の採取 規制（東大阪地域）
42年6月	○新車の排出ガス規制 実施（CO濃度3%）
8月	○下水道整備緊急措置法 制定 （阿賀野川有機水銀中毒事件の被害者、昭和電工を相手に訴訟提起（四大公害訴訟の第1号、46年9月判決））
9月	○公害対策基本法 制定 ○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律 制定 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 制定 （四日市市のぜんそく患者、昭和四日市石油など第一コンビナート関係6社を相手に訴訟提起（47年7月判決））
43年3月	（イタイイタイ病患者、三井金属鉱業を相手に訴訟提起（47年8月判決））
4月	○自動車排出ガスアイドリング調整、府民運動 展開
6月	○大気汚染防止法、騒音規制法 制定 ○都市計画法 制定
8月	○厚生省、水銀による環境汚染防止暫定対策要領を都道府県知事に通達
9月	○公害監視センター（庶務、監視、検査各課及び調査室） 設置
11月	○大気汚染防止法に基づく指定地域に係る排出基準 設定
44年2月	○二酸化硫黄の環境基準 閣議決定
4月	○水質保全法に基づく水域 指定（淀川下流、神崎川、寝屋川、大阪市内河川） ○騒音規制法に基づく地域 指定（17市）
6月	○ブルースカイ計画（第1号） 策定 ○新車の排出ガス規制 強化（CO濃度2.5%） （水俣病患者家庭互助会の一部、チッソを相手に訴訟提起（48年3月判決））
7月	○大気汚染防止法に基づく特別排出基準 設定（SO _x のK値強化）
10月	○大阪府公害防止条例 制定 ○ブルースカイ計画（第2号） 策定
11月	○航空機騒音軽減措置 告示
12月	○公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法 制定 （航空機騒音をめぐって大阪国際空港周辺住民団を相手に訴訟提起（49年2月判決））
45年2月	○一酸化炭素環境基準 閣議決定
3月	○条例に基づく規制基準 設定
4月	○公害室を企画調整、大気、水質騒音の3課に拡充 ○水質汚濁に係る環境基準 閣議決定 ○騒音規制法に基づく地域 指定（7市）
5月	○水質汚濁に係る環境基準強化（総水銀、大腸菌群数の追加等）
6月	○公害紛争処理法 制定
7月	（我が国初の光化学スモッグ東京都に発生） ○光化学スモッグ暫定対策実施要綱 制定 ○自動車排出ガスの量の許容限度 改正（使用過程車）
8月	○水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準 追加 ○自動車排出ガス街頭検査初めて実施

年 月	事 項
昭45年 9月	○水質環境基準の水域類型 指定（淀川ほか19河川）
11月	○大阪府公害対策本部 設置 ○生活環境部設置に伴い、公害室を移管し、企画調整課を公害対策課に改称 ○生活環境部に環境整備課 新設
12月	○大阪府公害審査会 設置 ○阪神広域大気汚染対策実施要綱 制定 （カドミウム環境汚染問題 発生（八尾地区等）） ○水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の公害関係14法 制定・改正
46年 2月	○大阪産業廃棄物処理公社 設立
3月	○大阪府公害防止条例 制定（全面改正）
4月	○バス専用・優先レーン対策 実施
5月	○騒音規制法に基づく地域 指定（7市1町） ○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 制定 ○騒音に係る環境基準 閣議決定
6月	○悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 制定 ○大気汚濁防止法に基づき有害4物質について排出基準 設定
7月	○環境庁 設置
8月	○光化学スモッグ被害、本府に初めて発生
9月	○条例に基づき排出・設備・燃料・原料基準 設定 ○条例に基づき地下水の採取規制地域 設定（東大阪地域）
10月	○大阪府水質審議会 設置
11月	○新ブルースカイ計画 策定 ○大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱 制定 ○硫黄酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○浮遊粒子状物質緊急時対策実施要領 制定 ○二酸化窒素緊急時対策実施要領 制定 ○阪神広域大気汚染硫黄酸化物緊急時対策実施要領 制定 ○大気汚濁防止法に基づき燃料使用基準 設定 ○BHCの使用全面禁止（農薬取締法の一部改正による）
12月	○水質環境基準の水域類型 指定（大阪湾等） ○公害室水質騒音課を水質課に改称、特殊公害課 新設 ○環境庁長官、「環境保全上緊急を要する航空機騒音について（22時～7時の飛行禁止）」運輸大臣に勧告
47年 1月	○浮遊粒子状物質環境基準 告示
4月	○郵便機を除く夜間（22時～7時）航行規制 実施 ○騒音規制法に基づく地域 指定（11町2村） （PCB環境汚染問題発生（豊中市））
6月	○オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領 制定
10月	○自然環境保全法 制定、大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法 改正（無過失責任規定） ○自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスクー法）告示 ○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大（畜舎等） ○土壤汚濁防止法で規制する特定有害物質として銅を追加

年 月	事 項
昭47年10月	○自動車排出ガスの量の許容限度 改正 (使用過程車の規制)
12月	○大阪地域公害防止計画 策定
	○騒音に係る環境基準の類型指定 告示
	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (48年度規制)
48年1月	○環境庁長官「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道騒音対策について」運輸大臣に勧告
	○自動車排出ガス減少装置の取付け義務化告示 (道路運送車両法改正)
3月	○大気環境容量の具体的数値 発表
	○水質環境基準の水域類型 指定 (石津川等泉州20河川)
	○大阪府自然環境保全条例 制定
4月	○衛生部に環境保健課 設置
	○悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準 設定
5月	○大気の汚染に係る環境基準 告示
6月	○環境月間 創設 (毎年6月)
8月	○大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排出基準 設定
9月	○大阪府環境管理計画 策定
	○都市緑地保全法 制定
10月	○瀬戸内海環境保全臨時措置法 制定
	○公害健康被害補償法 制定
12月	(関西電力多奈川第2火力発電所の建設禁止訴訟提起)
	○航空機騒音に係る環境基準 告示
49年1月	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (50年度規制)
	○大気清浄化計画第1次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
2月	○郵政省、大阪国際空港における深夜便飛行廃止 決定
3月	○大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例 (上乗せ条例) 制定
4月	○公害監視センターの検査課を大気検査、水質検査、騒音検査の3課に拡充
	○府警察本部防犯部に公害課 新設
	○環境科学センター設立準備室 設置
	○大阪国際空港周辺整備機構 設立
5月	○関西電力(株)と多奈川第2発電所の建設に伴う公害等防止協定 締結
	○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (軽油車のジーゼル黒煙等)
6月	○国土利用計画法 制定
7月	○大阪府産業廃棄物処理計画 策定
9月	○騒音に係る環境基準のAA地域 (周辺に療養施設などがあり特に静穏を要する地域) 指定
	○水銀についての水質環境基準、排水基準強化
10月	○水質汚濁負荷量削減計画(有機性汚濁物質) 策定(上乗せ排水基準の改正強化)
11月	○硫酸酸化物に係る総量規制地域 指定 (大阪市、堺市等)
12月	○阪和広域大気汚染対策実施要綱 制定
	○水質汚濁防止法に基づく規制対象 拡大 (旅館等)
50年1月	○大気清浄化計画第2次重点工場に係る窒素酸化物削減計画 策定
	○全固定発生源に対する窒素酸化物削減実施計画 策定
	○条例に基づき地下水の採取規制区域 設定 (泉州地域)
	○自動車走行総量抑制策に関する提言 (自動車問題研究班から)

年 月	事 項
昭50年2月	○PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ○自動車排出ガスの量の許容限度 設定 (51年度規制)